

島原市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和6年3月28日

島原市監査委員 徳 永 清 己

島原市監査委員 馬 渡 光 春

令和5年度

財政援助団体等（公の施設の
指定管理者）監査結果報告書

島原市監査委員

財政援助団体等（公の施設の指定管理者） 監査結果報告

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定）

2 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が指定した指定管理者が行う公の施設の管理業務に係る出納その他の事務や目的とする平等な利用の確保等、円滑な運営及び施設設備の適切な維持管理が行われているかなどに留意して実施する。

3 監査の対象

- (1) 公の施設 島原市営平成町人工芝グラウンド
- (2) 指定管理者 一般社団法人長崎県サッカー協会
- (3) 所管課 教育委員会スポーツ課

4 監査の着眼点

(1) 指定管理者関係《一般社団法人長崎県サッカー協会》

- ① 指定管理者は、関係法令の定めるところにより、施設を適切に管理しているか。
- ② 協定等に基づく指定管理者の義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- ④ 団体の規約によって会計担当者が任命されており、正規の会計担当者が指定管理者の利用料金等の出納事務を行っているか。
- ⑤ 規約で監事が決められており、内部監査、決算監査が行われているか。
- ⑥ 利用料金制を採用している場合、利用料金等の収納は適正に行われているか。
- ⑦ 指定管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書等の整備、保存は適切になされているか。
- ⑧ 他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ⑨ 事業報告書は適正に作成されているか。また、事業報告書の提出は期限内になされているか。

(2) 所管課関係《教育委員会スポーツ課》

- ① 指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ② 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ③ 指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等について、議会の議決を経ているか。
- ④ 利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。
- ⑤ 指定管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

- ⑥ 管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。
- ⑦ 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
- ⑧ 指定管理に関わる経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適切に行われているか。
- ⑨ 事業報告書の点検は適切に行われているか。
- ⑩ 指定管理者に対し適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑪ 指定管理者の管理運営について評価・検証は適切に行われているか。

5 監査の実施方法

令和4年度における当該指定管理施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行状況に関する書類の提出を求め、関係諸帳簿及び関係書類等の照合を実施。

また、実地監査として所管課職員及び指定管理者（責任者等）からの説明の聴取や指定管理施設が適切に管理されているか現地調査を実施。

6 監査の実施期間

令和5年10月4日から令和6年2月29日まで

7 指定管理の概要

(1) 指定管理者の概要

名 称	一般社団法人長崎県サッカー協会
所 在 地	長崎市古川町 6-35 タナカビル 2F
設 立	協会設立：昭和23年4月1日 一般社団法人移行：平成25年4月1日
設 立 目 的	長崎県のサッカー界を統括し代表する団体として、サッカー競技の普及・発展を図り、もって長崎県におけるスポーツ文化の向上と県民の心身の健全な発達に寄与することを目的として設立
事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ①長崎県のサッカー界を代表する唯一の団体として公益財団法人日本サッカー協会及び九州サッカー協会並びに公益財団法人長崎県体育協会に加盟して事業に協力すること。 ②サッカー競技の普及発展に関すること。 ③サッカー競技会の開催及び運営に関すること。 ④サッカー技術の研究及び指導に関すること。 ⑤サッカー競技者、監督及びチームについての資格審査並びに公益財団法人日本サッカー協会への登録に関すること。 ⑥審判員の養成及び登録並びに審判技術の普及及び研究に関すること。 ⑦指導者の養成及びサッカー競技者の育成強化に関すること。 ⑧地域社会におけるサッカーグループの育成強化に関すること。 ⑨長崎県を代表するチームの役員及び選手の選定に関すること。

	<p>⑩サッカーを通じての国際交流に関すること。</p> <p>⑪サッカー競技における医科学知識の普及及び向上に関すること。</p> <p>⑫サッカー競技に関する公式記録の作成及び保存に関すること。</p> <p>⑬サッカーに関する功労者及び優良団体の表彰に関すること。</p> <p>⑭サッカー施設の管理運営及び整備拡充に関すること。</p> <p>⑮サッカーに関する広報及び整備拡充に関すること。</p> <p>⑯その他前条の目的を達成するために必要な事業。</p>
--	---

(2) 施設の概要

島原市営平成町人工芝グラウンドの施設の概要は次のとおりである。

①設置根拠

ア 島原市営平成町人工芝グラウンド条例（平成24年4月1日施行）

イ 島原市営平成町人工芝グラウンド条例施行規則（平成26年1月1日施行）

②所在地

島原市平成町1番地1

③休場日及び開場時間

ア 休場日

毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日）及び12月29日から翌年1月3日まで

イ 開場時間

午前9時から午後9時30分まで

④施設内容

- ・人工芝グラウンド（サッカーコート2面、ラグビーコート1面、フットサルコート8面）
- ・クラブハウス（木造2階建て一部鉄骨造）
 - 1階 ミーティングルーム（更衣室）、シャワー室、多目的室（トレーニングマシン有り）
 - 2階 会議室、ベランダ
- ・観客席（30人掛け(3段式)×4列×2箇所=240人）
- ・夜間照明施設（山側コートに設置(1面)）
- ・駐車場（大型バス5台、普通車60台）

⑤敷地面積

29,162.18 m²（人工芝グラウンド総面積 17,176 m² クラブハウス総面積 512.55 m²）

⑥総事業費

約4億5,000万円

⑦供用開始

平成24年4月1日

(3) 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(1回目：平成24～26年度、2回目：平成27～令和元年度)

(4) 指定管理者が行う業務

- ① 管理施設の使用許可、使用許可の制限及び使用許可の取消しその他使用許可に関連する業務
- ② 管理施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収、減免その他利用料金に関連する業務
- ③ 管理施設及び設備の維持管理に関する業務
- ④ ①から③に掲げるもののほか、管理施設の運営に関して市長が必要と認める業務
- ⑤ ①から④に掲げる業務の細目は、管理仕様書に定めるとおり

(5) 指定管理料

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
12,551,000円	12,274,000円	12,365,000円	13,085,000円	12,904,000円

(6) 指定管理者の収支決算状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入	20,817,903円	20,647,356円	17,724,769円	19,686,732円	21,064,221円
支出	16,963,067円	17,447,126円	16,850,704円	17,648,071円	17,836,560円
収支	3,854,836円	3,200,230円	874,065円	2,038,661円	3,227,661円
返還金	1,480,218円	1,150,115円	0円	571,264円	1,164,331円

返還金は、収支（剰余金）から100万円を控除後の50パーセント相当を市へ返還

（返還金は次年度の市の歳入となる。）

(7) 施設の利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設利用者数	99,867人	138,851人	64,547人	79,397人	93,593人
施設利用料金	6,933,646円	6,816,612円	4,570,974円	5,534,815円	6,583,178円

8 監査結果

島原市監査基準に準拠し実施した。

令和4年度における島原市営平成町人工芝グラウンドの指定管理者に係る出納その他の事務の執行状況等について監査を行った結果、指定管理者（所管部課）における事務・事業の執行について、おおむね適正に処理されていた。一部に改善を要する事項が見受けられたので以下に記述する。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭で指導を行った。

(1) 決算に伴う返還金の内容確認について

サッカー協会から提出される決算書のうち返還金について、スポーツ課において内容確認がなされていなかった。今後は内容確認を適正に行われたい。

(2) 利用料金等の取扱いについて

利用料金等(現金)の取扱いや管理については、職員への公金としての意識付けがなされているものの、取扱い等に関するマニュアルは整備されていない。また、収納については事務担当者1人により行われていたが、釣銭の確認は朝夕の事務引継の際に職員と当直職員との間で、現金の確認が行われていた。

利用料金等(現金)の取扱いや管理に関するマニュアルを整備され、そのマニュアルに従った取扱いを確実に実施されたい。併せて、現金の取扱いや管理に当たっては、不正防止の観点から定期的に複数職員で対応されたい。

9 むすび

本施設の指定管理者は、平成24年度の供用開始当初から一般社団法人長崎県サッカー協会が管理運営を行っており、数多く大会や合宿などを誘致し、積極的な取り組みから施設利用者数の増加につなげ収益を上げている。

これらにより指定管理当初から収入が支出を上回り、指定管理者から市への返還金がコロナ渦の令和2年度を除き生じており、本指定管理施設の経営面においては安定した状況となっている。

また、本施設の利用率は95パーセントを超え、大きな大会では本施設周辺の市営平成町多目的広場や陸上競技場などとも連携し、本施設のみならず他の市施設の利用率向上にも大きく貢献している。

その結果、サッカー競技などの選手や応援者も多数訪れ、スポーツを通じ市への交流人口増にもつながり、市内宿泊施設などの利用にも貢献している。今後も協会と市で連携し、施設の適正な維持管理を行い、島原市営平成町人工芝グラウンド及び他の市施設の利点を併せて広くPRし、大会や合宿等の誘致などによる利用拡大を行い、より一層利用者に喜ばれる施設の管理運営に努めていきたい。

最後に、前述の監査結果を踏まえ、今後も適正な事業及び事務の執行に努められたい。